

# 岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第52条第1項第4号の規定に基づき、民間社会福祉施設・団体を経営する県社協会員である社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に従事する者の福利増進を図るために実施する岡山県民間社会福祉従事者共済制度（以下「共済制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 定款とは、県社協の定款をいう。
- (2) 契約者とは、共済契約の当事者である法人等をいう。
- (3) 加入者とは、契約法人等に従事する有給常勤職員をいう。
- (4) 共済契約とは、この規程で定める共済制度に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。
- (5) 第1給付金とは、全ての加入者を対象とするものをいう。
- (6) 第2給付金とは、契約者の任意による加入者を対象とするものをいう。

(制度運営の基本原則)

第3条 共済制度は、法令・定款およびこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

(運営資金)

第4条 運営資金は、次の各号の財源をもって充てるものとする。

- (1) 掛金
- (2) その他の収入

2 共済制度の運営上必要があるときは一時借入れをすることができる。

(会計)

第5条 この規程による共済制度の独立性を保ち給付金支払の確実を期するため、県

社協の他の事業と明確に区分して経理するものとする。

(事業年度)

第6条 本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第2章 加入および脱退

(加入)

第7条 この制度に加入しようとする法人等においては、所定の手続きにより申込書を提出しなければならない。

(加入の承認)

第8条 前条の規定により加入の申し込みを受けたときは、必要な調査を行い、県社協会長が適当と認めたときは、加入を承認するものとする。なお、法人等の加入の場合は、岡山県民間社会福祉従事者共済制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告するものとする。

(加入時期)

第9条 制度加入となる時期は、県社協会長が加入の承認をした日とする。

(資格の喪失)

第10条 契約者は、次の各号の一に該当したときは、資格を喪失したものとする。

- (1) 脱退
- (2) 解散（法人等が解散した場合）
- (3) 除名

第11条 加入者の資格の喪失は、次の各号の一に該当したときとする。

- (1) 死亡
- (2) 退職
- (3) 有給常勤職員でなくなったとき
- (4) 前条により契約者が資格を喪失したとき

(脱退)

第12条 脱退しようとする契約者は、その理由を付して脱退届を県社協会長に提出し、承認を受けなければならない。なお、契約者の脱退については、運営委員会に報告するものとする。

(除名)

第13条 契約者ならびに加入者が納付すべき掛金を3ヵ月以上納付しないときは、運営委員会の審議を経て県社協会長はこれを除名することが出来る。

### 第3章 掛金

(掛金)

第14条 この制度の掛金は、次の区分に応じて負担し、それぞれ契約者がとりまとめて当月末日までに納入するものとする。ただし、掛金計算上の本俸月額が550,000円を上限とする。

(1) 契約者掛金は、次の2種とする。

ア 第1給付金

加入者の本俸月額の  $\frac{27}{1000}$  に相当する額

イ 第2給付金

加入者の本俸月額の  $\frac{18}{1000}$  に相当する額

(2) 加入者掛金は、本俸月額の  $\frac{27}{1000}$  に相当する額

2 掛金算出の基礎となる本俸は、年度当初から加入しているものについてはその年の4月1日における本俸月額、年度中途から加入するものについては、その加入月における本俸とする。

但し、月額を受けないものにあつては、次の表のとおりとする。

	雇用契約の結び方	計算方法
1	勤務日数・勤務時間が正職員と同じ	日給×21日
2	週当たりの勤務日数が決まっている	日給×週当たりの勤務日数÷5×21日
3	月当たりの勤務日数が決まっている	日給×月当たりの勤務日数
4	曜日ごとに勤務時間や時給の金額が決まっている	月曜日の日給+火曜日の日給+…略…日曜日の日給÷5×21日
5	隔週での出勤がある	{毎週出勤する曜日の日給合計+ (隔週で出勤する曜日の日給合計÷2)} ÷5×21日
6	勤務日がシフト表による	実支給額のうち、各種手当を除いた部分の直近6ヶ月の平均
7	年俸制による	各種手当(賞与を含む)を除く俸給に該当するものの1/12

- 3 掛金の納入については、加入した日の属する月から退職した日の属する月まで全額を支払うものとする。
- 4 加入者が次の各号の一に該当して休職する場合、掛金を中断することができる。
- (1) 育児休業期間
  - (2) 介護休業期間
  - (3) その他、特別な事由があると認められる場合

#### 第4章 給付

(給付の種類)

第15条 この規程に定める給付金（以下「給付」という。）は次のとおりとする。

- (1) 退職一時金(第1給付金および第2給付金)
- (2) 遺族一時金(第1給付金および第2給付金)

(給付の支払)

第16条 前条第1号および第2号に定める給付は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、契約者からの請求に基づき、契約者に支払う。なお、支払時期については、一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに支払う。

(退職一時金の支給要件)

第17条 退職一時金は第1給付金の加入期間1ヵ月以上の加入者が資格を喪失（但し、死亡を除く）したとき、支給する。

(退職一時金の額)

第18条 退職一時金の額は次の算式により計算される金額とする。

- (1) 第1給付金加入者

全期間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表1)

- (2) 第1給付金および第2給付金加入者(下記アおよびイの合計額)

ア 全期間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表1)

イ 全期間平均本俸月額×第2給付金加入期間別乗率(別表2)

(遺族一時金の支給要件)

第19条 遺族一時金は第1給付金の加入期間1ヵ月以上の加入者が死亡したとき、支給する。

(遺族一時金の額)

第20条 遺族一時金の額は、次の算式により計算される金額とする。

(1) 第1 給付金加入者

全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1)

(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)

ア 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1)

イ 全期間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2)

(加入期間の計算)

第21条 第1 給付金および第2 給付金の加入期間の計算は、第1 給付金および第2 給付金の各制度に加入した日の属する月から退職した日の属する月までとする。但し、第14条第3 項による加入した日の属する月と退職した日の属する月の掛金が未納の場合、及び第14条第4 項により掛金に中断があった場合は、その期間は除くものとする。

(加入期間の継続)

第22条 加入者が転職等により異動前後双方の契約者において、加入者としての継続の届出が提出された場合、加入期間を継続することができる。

## 第5章 制度の運営

(指定金銭信託契約の締結)

第23条 県社協は、信託銀行と自己を受益者とする指定金銭信託契約を締結し、第14条の掛金を信託金として払い込むものとする。

(事務の委託)

第24条 県社協は前条により締結した指定金銭信託契約付属協定書に基づき、この規程による制度の運営に伴う事務を委託する。

(年金財政の再検討および積立基準の回復計画)

第25条 県社協は、信託銀行と協議し3年毎に本制度につき年金数理に基づく再検討を行うものとする。

2 前項に規定する年金財政の再検討により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

3 積立水準の回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は共済契約者にすみやかに開示しなければならない。

(規程等の改廃・変更)

第26条 この規程は、経済情勢の変動その他やむを得ない事情により改廃することがある。

2 県社協は、第23条に定める指定金銭信託契約に基づく信託財産の運用基本方針を変更する場合は、契約者数の4分の3以上の書面による同意を得なければならない。  
(基金の分配)

第27条 前条により規程を廃止したときは、次の各号により取扱うものとし、契約者は県社協から次の第1号に定める分配金相当額を受け取るものとする。

(1) 加入者に規程廃止日において、その者が資格喪失したものとみなして計算される給付の額に達するまで当該給付の額に比例して分配する。

(2) 前号により分配した後に、なお残余があるときは、県社協に帰属する。

(債務の範囲)

第28条 県社協が共済契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

## 第6章 運営委員会

(設置目的)

第29条 共済制度における次の事項を協議するため、運営委員会を置く。

(1) 規程及び規則の改廃に関する事項

(2) 共済制度に関する財政計画、資金運用、管理に関する事項

(3) その他の重要事項

(組織)

第30条 運営委員の構成は、次のとおりとし、県社協会長が委嘱した運営委員をもって組織する。

(1) 契約者の代表 10名以内

(2) 学識経験者 若干名

2 運営委員長、副運営委員長を置き、運営委員の互選により選任する。

3 運営委員長は、運営委員会を代表し、この制度の運営を統轄する。

4 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第31条 運営委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第32条 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会の会議は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第7章 雑則

(不実の排除)

第33条 契約者並びに加入者が給付金受領のため、提出する文書に不実の記載を行った場合は、既に給付した給付金の一部を返還させ、またはその給付を停止することが出来る。

(受給権の処分禁止)

第34条 この制度による給付を受ける権利は、これを譲渡または担保に供することはできない。

(端数処理)

第35条 掛金額および給付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(届出義務)

第36条 契約者は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、次の各号に定める事項について県社協会長に届出なければならない。

(1) 給付を受ける権利を有する者の住所、氏名および印鑑

(2) その他県社協が必要と認める事項

2 前項により届出た事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出なければならない。

3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、契約者は遺族から提出された死亡を証明する書類を県社協会長に届出するものとする。

(施行細則)

第37条 この規程の施行について必要な細則は別に定める。

## 附則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年4月1日から実施する。

(給付に対する経過措置)

第2条 平成13年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。

2 平成13年3月31日までに年金を受ける権利を有する者(遺族を含む。)が第22条、第26条および第33条に該当して年金の一時払いまたは基金の分配を受ける場合は、なお従前の共済制度規程別表3の乗率を適用するものとする。

## 附則

(施行期日)

第1条 この改訂規程は平成11年10月1日から実施する。

(脱退又は除名契約者に係る実質不足金の額の一括拋出)

第2条 契約者が脱退するとき又は除名されるときは、脱退日又は除名日を基準として計算される、実質不足金の額を一括拋出しなければならない。

2 前項の一括拋出金は脱退日又は除名日の属する月の末日までに納入しなければならない。

(実質不足金の額)

第3条 前条に定める実質不足金の額とは次の算式により計算される金額とする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{脱退日又は除名日直前の決算} \\ \text{時における実質不足金} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{直前の決算時における当該契約者に所属} \\ \text{する加入者の本俸月額} \\ \text{の総額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{直前の決算時におけるこの制度の本俸月} \\ \text{額の総額} \end{array} \right]}$$

2 前項において、脱退日又は除名日直前の決算時とは、脱退日又は除名日の属する月が1月から7月までのときは前年3月末、8月から12月までのときは当年3月末とする。

## 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から実施する。

(掛金に対する経過措置)

第2条 平成16年4月1日現在の本俸月額が550,000円を超えている者に係る掛金計算上の本俸月額の上限は、第14条第1項但し書きに関わらず、当該時点の本俸月

額とする。ただし、本俸月額が 550,000 円以下に減額された場合はこの限りではない。

(給付に対する経過措置)

第 3 条 平成 17 年 3 月 31 日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。

2 平成 17 年 3 月 31 日までに退職年金を受ける権利を有する者（遺族を含む。）が第 22 条、第 26 条または第 33 条に該当して退職年金の一時払いまたは基金の分配を受ける場合は、なお従前の共済制度規程別表第 3 の乗率を適用するものとする。

3 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに退職または死亡により第 22 条または第 24 条に該当して退職年金の一時払いまたは退職一時金の支給を受ける場合の給付額は、平成 17 年 3 月 31 日に退職したと仮定して従前の乗率を適用して計算される給付額または本規程により計算される給付額のうち、いずれか高い金額とする。

## 附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(災害見舞金等給付金の廃止に対する経過措置)

第 2 条 前条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までに下記給付金の受給資格を有する者については、給付事項発生日から 1 年間は従前の共済制度規程に定めるところにより当該給付金を支給する。

- (1) 災害見舞金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 結婚祝金
- (4) 出産祝金
- (5) 死亡弔慰金

(退職年金の支給に関する経過措置)

第 3 条 第 17 条の規定により退職年金を受ける権利を取得した者については、同条の規定にかかわらず、当面の間、第 22 条の規定を適用する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(第2給付金の過去勤務期間の通算)

第2条 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に、契約者に新規に採用された者で、この規程の施行と同時に第2給付金に加入する者については、第2給付金の給付額算定基準日を契約者に採用された日とすることができる。

(過去勤務債務掛金の一括拋出)

第3条 前条の規定により過去勤務期間を通算する加入者については、加入時に過去勤務期間に係る掛金を契約者が負担し、特別掛金として一括拋出するものとする。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から実施する。

(給付に対する経過措置)

第2条 平成20年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに退職または死亡により第22条、第24条または第26条に該当して退職年金の一時払い、退職一時金または遺族一時金の支給を受ける場合の給付額は、平成20年3月31日に退職したと仮定して従前の乗率を適用して計算される給付額または本規程により計算される給付額のうち、いずれか高い金額とする。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年11月7日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(給付に対する経過措置)

第2条 令和5年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の  
共済制度規程の定めるところによる。

2 令和5年3月31日時点で本制度の加入者である者が、令和5年4月1日以降に退職または死亡により第18条または第20条に該当して退職一時金または遺族一時金の支給を受ける場合の給付額は、令和5年3月31日に退職したと仮定して従前の共済制度規程を適用して計算される給付額（以下「経過措置保証額」という。）に令和5年4月1日からの期間に応じて別表3の乗率を乗じた額または本規程により計算される給付額のうち、いずれか高い金額とする。

3 経過措置保証額に対する乗率の計算において、経過措置開始から1年間は、退職または死亡した場合、経過措置保証額に別表3の乗率は乗じない。

4 経過措置保証額に対する乗率の計算において、第14条第3項による加入した日の属する月と退職した日の属する月の掛金が未納の場合、及び第14条第4項により掛

金に中断があった場合は、その期間は除くものとする。

## 別表 1

## 一時金の支給乗率(第1給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0年	0.000	26年	20.184
1年	0.405	27年	21.100
2年	0.972	28年	22.027
3年	1.701	29年	22.964
4年	2.592	30年	23.911
5年	3.272	31年	24.869
6年	3.966	32年	25.837
7年	4.672	33年	26.816
8年	5.391	34年	27.804
9年	6.124	35年	28.804
10年	6.869	36年	29.813
11年	7.627	37年	30.833
12年	8.398	38年	31.863
13年	9.182	39年	32.904
14年	9.979	40年	33.955
15年	10.789	41年	35.017
16年	11.591	42年	36.088
17年	12.404	43年	37.171
18年	13.227	44年	38.263
19年	14.060	45年	39.366
20年	14.904	46年	40.479
21年	15.758	47年	41.603
22年	16.622		
23年	17.497		
24年	18.382		
25年	19.278		

\* 48年以降の乗率は次の計算式により算出する。

n年の乗率

$$\{1.3660 + (n - 47) \times 0.008\} \times n \times 12 \times 54 / 1000 \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入})$$

\* n年mヶ月の乗率

$$n \text{年の乗率} + \{(n + 1) \text{年の乗率} - n \text{年の乗率}\} \times m / 12 \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入})$$

別表 2

一時金の支給乗率(第2給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0年	0.000	26年	6.728
1年	0.135	27年	7.033
2年	0.324	28年	7.342
3年	0.567	29年	7.655
4年	0.864	30年	7.970
5年	1.091	31年	8.290
6年	1.322	32年	8.612
7年	1.557	33年	8.939
8年	1.797	34年	9.268
9年	2.041	35年	9.601
10年	2.290	36年	9.938
11年	2.542	37年	10.278
12年	2.799	38年	10.621
13年	3.061	39年	10.968
14年	3.326	40年	11.318
15年	3.596	41年	11.672
16年	3.864	42年	12.029
17年	4.135	43年	12.390
18年	4.409	44年	12.754
19年	4.687	45年	13.122
20年	4.968	46年	13.493
21年	5.253	47年	13.868
22年	5.541		
23年	5.832		
24年	6.127		
25年	6.426		

\* 48年以降の乗率は次の計算式により算出する。

n年の乗率

$$\{1.3660 + (n - 47) \times 0.008\} \times n \times 12 \times 18 / 1000 \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入})$$

\* n年mヶ月の乗率

$$n \text{年の乗率} + \{(n + 1) \text{年の乗率} - n \text{年の乗率}\} \times m / 12 \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入})$$

別表 3  
経過措置保証額乗率

経過年数	乗 率
0 年	1.0000
1 年	1.0150
2 年	1.0302
3 年	1.0457
4 年	1.0614
5 年	1.0773
6 年	1.0934
7 年	1.1098
8 年	1.1265
9 年	1.1434
10 年	1.1605
11 年	1.1779
12 年	1.1956
13 年	1.2136
14 年	1.2318
15 年	1.2502
16 年	1.2690
17 年	1.2880
18 年	1.3073
19 年	1.3270
20 年	1.3469

\*21年以降の乗率は次の計算式により算出する。

n 年の乗率

$1.015^n$  (1.015の n 乗) (小数点以下第 5 位四捨五入)

\* n 年 m カ月の乗率

$n$  年の乗率 +  $\{(n+1)$  年の乗率 -  $n$  年の乗率 $\} \times m / 12$  (小数点以下第 5 位四捨五入)